

生駒警察署外2か所の広告設置業務の事業者を募集するにあたり、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和7年9月26日

奈良県知事 山下 真

第1 一般競争入札に付する事項

- 1 事業名 生駒警察署外2か所の広告設置業務
- 2 事業場所 生駒市壱分町1091-1 生駒警察署外2か所
- 3 事業期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 4 事業内容
 - (1) 広告付電子掲示板を企画・製作し、行政財産の目的外使用許可を受けて、県が指定する場所に設置すること。
 - (2) 広告付電子掲示板を維持管理し、定期及び随時に情報の更新を行うこと。
 - (3) 広告付電子掲示板を運用することにより広告等を掲載すること。

第2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から6までの全ての資格を有する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目Q5の広告・イベント業務を業種として登録している者であること。
- 3 過去2年間に於いて、国又は地方公共団体との間に、この入札に係る契約と同種類の契約を締結し、これらを誠実に履行した者であること。
- 4 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者であること。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号の規定に該当しない者のほか、次の(1)から(8)までのいずれかに該当しない者であること。
 - (1) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する個人
 - (2) 役員等が、暴力団員であると認められる法人その他の団体又は個人
※ 役員等とは、「法人にあっては役員（非常勤である者を含む。）及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者」をいう
 - (3) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人その他の団体又は個人
 - (4) 役員等が、その属する法人その他の団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる法人その他の団体又は個人
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若

しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる法人その他の団体又は個人

- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人その他の団体又は個人
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められる法人その他の団体又は個人
- (8) 役員等が、前号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人その他の団体又は個人

第3 入札手続等に関する事項

1 担当部局

〒630-8578 奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部警務部施設装備課管財第一係（奈良県分庁舎4階）

電話 0742-23-0110（内線2274）

2 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和7年9月26日（金）から令和7年10月21日（火）まで（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

1に同じ

3 競争入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加しようとする者は、下記期限までに、別に定める一般競争入札参加申込書等の関係書類を1に示す場所に持参又は郵送し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 提出期限

令和7年10月22日（水）午後5時まで

提出期限までに一般競争入札参加申込書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (3) 競争入札参加資格の確認結果は、令和7年10月31日（金）に通知する。

4 入札説明会及び質疑等

- (1) 入札説明会は開催しません。

(2) 質疑

疑義が生じた場合は、質疑書により令和7年10月7日（火）午後5時までFAX（0742-22-1193）により受け付けます。

なお、回答は令和7年10月9日（木）午後5時以降に奈良県警察のホームページ上に掲載します。（ただし、掲載する回答は、この入札に関する質疑であって、本公告からは判断できない、又は、判断が困難な質疑に対する回答に限ります。）

5 入開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年11月14日（金）午前10時

(2) 場所 奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部1階入札室（奈良県分庁舎1階）

6 郵便による入札

- (1) 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「生駒警察署外2か所の広告設置業務に係る入札書」と朱書きして、入開札日の前日までに到着するようにしてください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書の一括送付による郵送を認めます。

- (2) 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、一括送付により、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退届）を別々に封緘し、封書の表面に「生駒警察署外2か所の広告設置業務に係る入札書（初度入札）」又は「生駒警察署外2か所の広告設置業務に係る入札書（「再度入札」又は「再度入札辞退」）」と各々朱書きして、入開札日の前日までに到着するようにしてください。
- (3) 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
- (4) 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。

なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

7 入札者に要求される事項

(1) 入札方法

ア 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

イ 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札時に提出してください。

ウ 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

エ 入札金額は、4月1日から3月31日までの1年間の金額を記載してください。

オ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の各号に該当する者であるときは、免除します。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札
- イ 入札書に記名押印を欠く入札、代理人が入札に参加する場合は、その代理人の記名押印を欠く入札
- ウ 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- エ 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- オ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- カ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- キ その他、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格以上で、なおかつ、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格に達する価格の入札がない場合は、直ちに再度入札（2回目）を行う場合があります。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に高い価格をもって入札したときは、該当入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。

第4 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- 2 契約書作成の要否
要します。契約書作成に要する費用については、落札者による負担とします。